国際金融トピックス

No.13 2001年11月2日

チリの通商政策

主任研究員 吉田頼且

2001年6月に日本とチリの自由貿易協定(FTA)に関する日智自由貿易協定研究会の調査報告書が公表された。本研究会は2000年5月に日本側が日本貿易振興会(ジェトロ)、チリ側は外務省国際経済関係総局(DIRECON)が組織したものである。報告書の内容は日智FTAの意義、便益と費用等を検討し、結論として国内産業への影響、農業の多面的機能、資源の安定的確保を十分考慮しつつ、日智FTAの早期実現に向けて最大限努力すべきであると結んでいる。この機会にチリの通商政策の現状と今後の課題について述べてみたい。

チリはラテンアメリカ地域ではメキシコと共にFTA締結に積極的である。通商政策の基本は対外開放政策であり、人口 15 百万人と国内市場が狭隘なチリにとって自由貿易推進は最善の政策である。推進手段としてユニラテラル、バイラテラル、マルチラテラルの3手法を用いている。ユニラテラル・ベースでは関税制度として全品目に共通の関税率を適用する「一律関税」を採用しており、自発的に関税率の引き下げを実施している。1999年以降5年間毎年1月1日に1%ずつ引き下げており、2003年1月1日には一律関税率を6%にする予定である。

マルチラテラル・ベースでは世界貿易機関(WTO)を中心に自由貿易を推進する政策をとっており、アジア太平洋経済協力会議(APEC)にも加盟、南米南部共同市場(メルコスール)の準加盟国であり、米州自由貿易圏(FTAA)の交渉に積極的に参加している。バイラテラル・ベースではFTA締結国は2000年末で16カ国に及び、現在EU、米国、韓国、シンガポール等とFTA交渉を積極的に推進している。

チリのように小国で貿易依存度の高い国にとっては適切な政策方針であるが、FTAの内容をみると自国の農業分野を保護する留保条件を付すケースも見られ、したたかな交渉を行っている点が窺われる。

本年3月にアルゼンチンからチリの小麦粉、食用油等の関税バンド制注1)がWTO規則 違反であると提訴されかけたが、チリは二国間交渉で提訴取り止めの説得を試みるなど 粘り強い交渉を展開している。もしメルコスールに北米自由貿易協定(NAFTA)のような加盟国間の紛争処理機関が存在すれば本問題もそこで解決できるはずであると、メルコスールの制度的不備を突くとともに、かかる不備もあってチリは、メルコスールと NAFTAを包含するFTAAの発足を待たず、NAFTA加盟国とFTAを締結するのだと、逆に自国の通商政策を正当化する機会に利用するなどしたたかな対応を行って

いる。

チリはNAFTA加盟国のメキシコとは1992年に、カナダとは1997年にFTAを締結発効させており、米国とはFTA締結交渉中である。NAFTA加盟国とのFTAはアンチダンピング条項などを盛り込んでおり、カバーする分野が広範にわたっていることから完成度の高いものになっている。

今後の課題として、2005 年発足を目指すFTAAの交渉で、しばしばNAFTA対メルコスールの利害対立特に双方の盟主である米国とブラジルの対立が見られており、チリがメルコスールの準加盟国としてメルコスールと共同歩調をとるのか、独自の路線をゆくのか鮮明にするよう迫られた場合どうするのか、がある。メルコスール準加盟国でありながら米国とのFTA交渉を進めるチリのやり方には、ブラジルから不満の声が上がっており、今までのバイラテラル、マルチラテラル両面でのFTA推進政策がとれなくなる恐れがある。

ただこれまでのチリのしたたかなFTA交渉のやり方を見ると、FTAAの交渉の中でNAFTA加盟諸国とメルコスール加盟諸国の間をうまく仲介する役割を果たすことで、逆にチリの存在感を増すことになるシナリオも充分考えられる所である。実際ブラジルの不満の表明に対しても、チリが米国とのFTA交渉の進捗状況をメルコスール側に逐次報告することを条件に、一応FTA推進の合意を取り付けている。

また日本のように農水産業分野ではまったく譲歩の姿勢を見せない国とのFTAをいかに推進させるか、打開策の検討も課題であろう。上述の研究会報告書を見ても、日本政府当局は、チリ産養殖サケ・マスの輸入増加について、国内水産業保護の観点から制限的な姿勢を見せており、今後正式なFTA検討への障害となることが予想される。

日本は初のFTAをシンガポールと締結見込でありFTAに対する方針を転換しているが、国内農業問題を勘案すれば農産品輸出国とのFTA推進はあまり期待できないと思われる。しかしながらチリの場合は、自国農業分野保護の課題を抱えながら、農産品の関税撤廃の長期段階的引き下げスケジュールを設定するなど、みずからある程度譲歩する一方相手国にも譲歩を迫るなどの方法をとりつつ、同様の農業問題を抱えるEUとも粘り強くしたたかな交渉を継続している。日本も農業問題の取り扱いに関して、FTA分野で先行するチリの交渉方法から学ぶ点があるのではないだろうか。

注1)国民生活に重大な影響を及ぼす品目について、最高、最低輸入価格(価格バンド)を決めており、この最低価格を下回って輸入した場合は、特別関税が課せられる制度。 従量税で砂糖、小麦、小麦粉、植物性食用油に価格バンドが適用されている。実態は国内農業保護政策である。 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2001 Institute for International Monetary Affairs(財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-Chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422 〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2 電話: 03-3245-6934 (代) ファックス: 03-3231-5422

e-mail: <u>admin@iima.or.jp</u> URL: <u>http://www.iima.or.jp</u>